

第16回供用適性評価規格委員会

議事録

1. 日時：平成21年10月27日（火） 14:00～16:00
2. 場所：高圧ガス保安協会第1・2会議室
(東京都港区虎ノ門4-3-13神谷町セントラルプレイス)
3. 出席者（敬称略・順不同）：
委員：鴻巣（委員長）、小川（副委員長）、関根、岩崎、森（倉田委員代理）、渡辺、和仁（川村委員代理）、政友（石丸委員代理）、佐藤（信）、山本、酒井（健）、阪野、米山（小澤委員代理）、佐藤（拓）、中条、宇都宮 以上16名
オブザーバ：石連石化協FFS基準委員会／紺野（石連）、田原（石連）
森川（発電技検）、秋吉（東燃ゼネラル）
石連・石化協・KHK共同事務局：稲葉（新日本石油）、児島（コスモエネジ）、亀畑（Jエナジー）、黒巢（住友化学）、松岡（三菱化学）、渡邊（同）、三笈（三井化学）、山本（東亜石油）
METI／福原、穂積
KHK／荒井、川原、松木、詫間、磯村、松本（一）、長沼、小山田（記）
4. 配布資料：
資料111 前回議事録（案）
資料112 評価区分Ⅱの減肉評価法の技術文書骨子（案）
 - ・ 供用適性評価基準 制定版（委員及び事務局のみ配布）
5. 議事
 - 5.1 議題の確認
配布された議事次第により議題の確認を行った。
 - 5.2 議題1) 前回議事録案の承認
事務局より既に各委員にEメールにより送付のあった議事録案について説明があり、修正点について確認した後、資料111に若干の修正を加えたものを正式な議事録とすることについて挙手による採決を行い、満場一致で可決された。

5. 3 議題2) 供用適性評価基準について

事務局より供用適性評価基準制定版についての説明があった。概要は以下のとおり。

- ・ プロセスレビューはコメントなく終了した。
- ・ 関係団体等に掲載許可の手続きを行い、全て許諾を得られた。
- ・ 内部規程及び保安検査基準の番号を参考にして基準の番号は決定している。内部決裁が完了した日付（平成21年10月26日）を制定日とした。
- ・ 石油連盟、石油化学工業協会と KHK の間で、3者共同規格とすること及び著作権契約に関する必要な手続きは中途である。
- ・ 免責条項について内部規程に基づき掲載した。
- ・ 基準の発効については、本基準は高圧ガス保安法下における位置づけ及びその運用が定まるまでは用いることができないことを明確化したものである。従って、配布している制定版については、委員・事務局内のみの取り扱いとする。
- ・ 一般への製本版の配布については、上記位置づけ及び運用の方法が定まった後に予定している。

これに対し、以下のような議論・コメントがあった。

- ・ 事務局は石油連盟・石油化学工業協会共同事務局とすべきではないか。
- 共同事務局とし、各メンバーの個人名を掲載するかは後日協議の上決定したい。
- ・ 制定日は今後変わることがあるのか。
- 本委員会にて改正の手続きを行わない限り、制定日は変わらない。
- ・ 保安法下での位置づけとは保安検査告示に指定されることを意図しているのか。
- 告示指定の形にするかを含めて、経済産業省が現在検討している。
- ・ 保安検査告示にて適用除外になっている KHK0850 保安検査基準の余寿命管理に関する部分についての改正はどうか。
- 当該改正については、保安法下での位置づけによる部分があるが、それに従う形に改正する必要があるれば、保安検査基準を所掌する高圧ガス規格委員会が作業を行うことになる。
- ・ 本日委員等に配布された制定版は有効なのか。
- 正式に制定したものであり規格としては有効であるが、保安法下での位置づけのための提案用に限定したものであり、法律下の基準として実際に適用可能ということではない。
- ・ 発効の時期はいつぐらいになるのか。
- 法律下での位置づけの決定時期によるが、協会としてはなるべく早期の運用開始を目指している。
- ・ 今後経済産業省で議論が開始されるとき、目次の附属書5の記載があると本規格は不完全なものであると見なされることがないか。目次からは削除することを再考してはどうか。

- 経済産業省での議論の行方はわからないが、目次以外の本文に同様の記載があることから、そのような指摘を受けた場合は、本規格委員会で再度議論し、決議その他の必要な手続きを経る必要がある。

5. 4 評価区分Ⅱの減肉評価法に関する技術文書について

事務局より資料112を用いて評価区分Ⅱの減肉評価法に関する技術文書骨子案について説明があった。これについて以下のような議論・コメントがあった。

- ・ 本技術文書案の素案を作成するのは誰か、これを審議するのはどの委員会かを明確にして欲しい。
- 素案についてはKHK事務局と考えているが、共同事務局としての関与については後日調整としたい。審議するのは本規格委員会である。
- ・ この技術文書は石連・石化協共同技術文書と考えているのか。
- 基準とは性格が異なるので共同技術文書としては考えていなかったが、別途関係者間での調整としたい。
- ・ 本技術文書は附属書5に関するこれまでの委員会資料の取り纏め・記録が目的との説明であったが、これを作成する目的は附属書5に関する技術的な論点及び今後解決しなければならない課題について明確にすることでないと、今後に活かすことができないのではないか。
- 今後の基準に活かすことを目的としており、その主旨で客観的に取り纏めたい。
- ・ 今後の基準に活かすために、この骨子案の概要に委員会での結論を記すべきではないか。
- そのようにしたいと考えます。
- ・ 技術文書がそのまま附属書5になるということなのか。
- 将来検討される附属書5案の検討用の資料という位置づけである。
- ・ 委員会での議論をスムーズにするため、技術文書の案は石連・石化協・KHKそれぞれができるだけ納得した形で提案するようお願いしたい。

以上のような議論の後、これら意見を踏まえて資料112を基に技術文書案を取り纏めることとなった。

5. 5 その他

事務局より、今後の委員会活動についての説明があった。概要は以下のとおり。

- ・ 技術基準整備3カ年計画を踏まえて列挙すると、1) 制定基準の見直し、2) 別途の規格の策定検討、3) 質問への対応、などが挙げられる。
- ・ 1) 制定基準の見直しについては、今回の制定版に関して、①表現・内容の見直し、②抽出された事項の検討、③詳細規程の追加検討、などが考えられる。附属書5の追加については③の一つと考えている。

- ・ 2) 別途の規格の策定検討としては石油・石化プラント以外の設備に適用する FFS 基準の検討（必要により、委員会構成の見直しを含む。）がある。これについてはまずその規格化の需要についての把握が必要である。
- ・ 3) 質問への対応は、解釈専門委員会が対応することになるが、その設置については本規格委員会が決定することであり、実際に規格が運用されるときに別途審議されるものである。

これに対して、以下のような議論・コメントがあった。

- ・ 附属書5の追加については、制定版でも追加予定としており、最優先で今後検討すべきと考える。
- ・ 附属書5の追加作業をどのように進めるのか考えるべきではないか。
- ・ 附属書5の追加作業の進め方は、技術文書の作成が済んでからにした方が、再度論点整理が出来てよいのではないか。

以上のような議論があり、分科会の設置を含め附属書5の追加作業の方針の検討よりも技術文書の作成を優先することとした。

6. その他

次回の委員会の開催については、後日調整して決定することとした。（2010年1月又は2月くらいを予定。）

以上